

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(案)についての概要

1 改正の趣旨

県では公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定に基づき、浴場業の施設について、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等を、公衆浴場法施行条例（昭和26年秋田県条例第76号。以下「条例」という。）で定めています。

昨今、アウトドアサウナ等浴場の形態が多様化していることを踏まえ、サウナ営業をはじめとする様々な営業形態に柔軟に対応できるよう、衛生管理及び風紀は確保しつつ現行の規定を見直します。

2 改正の概要

以下の内容について規制の緩和を行います。

(1) 全ての公衆浴場

- ・ 脱衣室及び浴室の照度に係る色及び数値基準（白色、30ルクス以上）を「十分な照度」へ改める。
- ・ 浴槽へ適温の湯を満たす規定を削除する。
- ・ 「蒸し機への温度計、温度調節器の設置」、「便所の男女区分、流水式手洗い、石けん等の設置」、「脱衣室及び浴室の外部からの見通し」について、衛生上及び風紀上支障がないと認められる場合に特例を規定できることとする。

(2) その他の公衆浴場のうち、サウナを主とする浴場

- ・ 浴室の床面積に係る数値基準（15㎡以上）を「入浴者数に応じた適切な広さ」へ改める。
- ・ 脱衣室の床面積に係る数値基準（浴室の2分の1以上）を「入浴者数に応じた適切な広さ」へ改める。
- ・ 浴室への浴槽の設置義務を除外する。
- ・ 浴室への「湯及び水」の供給を「湯又は水」の供給に改める。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する営業に係る浴場を除くその他の公衆浴場

衛生上及び風紀上支障がないと認められる場合に、基準の一部を適用しないことができることとする。

3 施行期日

条例の施行期日については、令和7年4月1日を予定しています。